

令和 8 年度 水道施設整備費に係る 歩掛表の改定について

(前) 国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課 課長補佐 たかなし かずのり
高梨 和則

1. 水道施設整備費に係る歩掛表について

令和 6 年 4 月より、厚生労働省から国土交通省及び環境省に水道行政が移管された。これに伴い水道施設整備費国庫補助金、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金（水道施設に係る事業に限る）及び防災・安全交付金（水道施設に係る事業に限る）を申請する際に適用する「水道施設整備費に係る歩掛表」（以下、「水道歩掛表」という）は、国土交通省で策定することとなった。

水道歩掛表は、水道事業者等が単独事業費で行う工事費の積算を行う際にも広く用いられており、標準的な施工条件において行う水道特有の工種の単位施工量当たりの労務、材料、機械運転等の所要量を規定している。また、水道歩掛表に記載のない工種については、国土交通省土木工事標準積算基準書（以下、「土木工事積算基準」という）、機械設備工事積算基準及び下水道用設計標準歩掛表等、国もしくは都道府県で定めた積算基準を適用することとしている。

水道歩掛表の改定にあたっては、関係団体の要望について、「①実態と乖離があるもの、②新工法、新技術に適應するもの、③コスト縮減策に資するもの、④土木工事積算基準等、他の公共工事

歩掛と整合を図るべきもの、⑤老朽化施設の更新・水道施設の耐震化に資するもの、⑥歩掛の簡素化に資するもの」といった観点の下、実態調査や模擬試験等の結果を踏まえた検討を行っている。

本稿では、令和 8 年度 水道施設整備費に係る歩掛表（令和 8 年 4 月 1 日適用）の改定内容を紹介する。

なお、水道歩掛表の全文は、全国簡易水道協議会が毎年度発行する『水道事業実務必携』に掲載されている。

2. 今回の改定概要について

令和 8 年度の水道歩掛表の主な改定内容は以下のとおりである。

(1) 配管作業の公共工事設計労務単価の適用

水道工事における配管作業は、建築物の配管工事と異なり、屋外の労働条件の厳しい環境下で一定の技術を有する作業員が配管を行っていることを踏まえ、これまでの公共工事設計労務単価の「配管工」から「特殊作業員」を適用した。併せて、配管工の労務単価は、当面の間、「公共工事設計労務単価」に 4% の範囲内で加算した額を使用するとの記載を削除した。

(2) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費の整合

国土交通省の発出している「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の「基本運賃表」に表記された運賃金額や使用機器の規格選定と水道歩掛表の標記を整合させた。

(3) 品質管理における DX 技術等の積上げ計上

今後、DX 技術等を活用した品質管理が増加することを踏まえ、共通仮設費の積上げ項目へ「水道工事において発注者が指定した方法等により品質管理を行う場合に用いる特別な機器に要する費用」を追記し、DX 技術等の機器に関する費用を積上げにより計上できるものとした。

(4) 現場発生品、現場支給品運搬費の見直し

土木工事積算基準と整合を取るため、これまでの水道独自の積算方法を廃止し、施工パッケージを適用することとした。

(5) 現場環境改善費の整合

「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」の改訂に伴い、「現場環境改善費」(率計上)から避暑(熱中症対策)・避寒対策費を切り離すことで整合させた。

(6) ダクタイル鋳鉄管のうち GX 型継ぎ手の呼び径 500 mm ～ 1000 mm の追加

昨年度、GX 型継ぎ手の呼び径 500 mm ～ 1000 mm が規格化されたことを踏まえ、模擬試験を行い、水道歩掛表における GX 型継ぎ手の適用範囲を、これまでの呼び径 450 mm から呼び径 500 mm ～ 1000 mm まで拡大する。

(7) 水道工事における発生土の仮置き場までの運搬について

発生土処理歩掛表は開削工事において発生土を処分地まで運搬することが対象であったが、工事

によっては仮置き場までの土砂運搬が必要となることを踏まえ、「仮置き場へ運搬する場合にも適用できる。」ことを追記した。

(8) インターロッキングブロックの再利用時の留意点について

インターロッキングブロックを再利用する場合、劣化状況により再利用ができないことを踏まえ、必要な費用を別途計上することができる旨を記載した。

(9) 鋳鉄管切断機等における建設機械損料算定表の改定について

令和 5 年度の改定により、既設管撤去切断歩掛表の適用範囲を 1000 mm 以下から 2000 mm 以下に拡大したことを踏まえ、建設機械損料算定表についても適用範囲を 2000 mm まで拡大した。

(10) 土木設計業務等積算基準との整合

「土木設計業務等積算基準」における業務委託料の構成や業務委託料構成費目の内容について整合を図った。

3. おわりに

水道事業は、人口減少に伴う料金収入減、耐震化の遅れ、水道施設の老朽化などさまざまな課題に直面している。しかし、水道は国民生活に不可欠なインフラであり、持続可能で強靱な水道システムを構築していく必要がある。

水道施設の耐震化や老朽化対策を行う上で、水道歩掛表は、正確な積算やコスト標準化に資する重要なツールであり、今後も適正な水道歩掛表の策定に努めていく所存である。